

11月は『労働保険適用促進月間』です。

☆☆☆☆ 1人でも雇ったら、入ろう。労働保険。☆☆☆☆

厚生労働省・静岡労働局では、11月を「労働保険適用促進月間」と定め、全国的に労働保険適用促進活動を展開します。

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険に加入する義務があります。

思わぬ労災 予期せぬ失業 しっかりサポート労働保険！

「社員の安心」を守るのは「社長の責任」であり「社会の義務」です。

労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上のため、労働保険未手続事業の解消にご理解とご協力をお願いいたします。

労働保険とは…

労災保険と雇用保険の総称です。
労働者を1人でも雇用している事業主は全て加入することが原則の国の制度です。

=

労災保険とは…

業務上の災害や通勤災害に対して必要な給付を行います。

+

雇用保険とは…

労働者が失業した際の生活の安定と再就職の促進を図るための必要な給付を行います。

詳細についてのお問合せは…

静岡労働局労働保険徴収課 TEL 054-254-6316
または 最寄りの労働基準監督署・ハローワークへ